

## 短期間で利益が出ると説明された海外商品先物取引

「短期間で利益の出る商品があるので話に行きます。」と自宅に電話があり、後日男性が来宅しました。「今から始めれば今月中に利益が出る、短期間で儲かる。」と利益を強調され、信用できそうな紳士的な方でしたので、説明されるがまま、その日の内に契約をしました。数日後に200万円を振り込みましたが、その後みるみる内に元本は減り、「必ず取り返すから。努力するから。」という言葉信じて100万円の追証金を支払いました。取引は全て外務員の男性に任せていたのですが、先日外務員から「5万円しか返金できない。」と告げられ、途方にくれてしまいました。

5万円の返金では納得できません。どうしたらよいのでしょうか。(60代女性からの相談)

### 処理概要

契約の問題点をまとめ、内容証明郵便を業者に送付し、後日プラザにて業者と相談者を交えた三者で話し合いをしました。今回の契約では、法律で定められた書面が相談者に渡されていなかったこともあり、事実上の一任取引(海外先物規制法により、「お任せ」状態の取引は禁止されています。)であったことから、交渉の末、残金と解決金が相談者に支払われました。

### ☆ ポイント

#### 海外商品先物取引とは

被害を受けた人が取引を始めるきっかけは、先物業者からの電話や訪問による勧誘によるものがほとんどです。また、しくみや危険性について十分な説明を受けておらず、どの程度のリスクがあるのか理解しないまま取引を始めています。海外商品先物取引の業者の中には消費者の注文を本当に海外の商品先物市場へつないでいるかどうか疑わしいところもあります。

海外市場における商品取引については、事業者の手数料等の料金体系も一定の統一された基準がある訳ではなく、各社が自由に決定しております。一度の売買でも驚く程の高額な手数料を要求されます。したがって、海外商品取引業者の信頼性や顧客資産の保全方法、手数料等についても十分検討した上で、自己責任により取引することが必要です。

#### 必ず儲かります ～消費者契約法～

先物取引においては、「必ず儲かる」という予測が立つことはありません。消費者契約法では、契約にいたる上での不適切な行為(不実の告知、断定的判断の提供、故意の不告知)があった場合、契約を取り消すことができます。

#### その他の規制

##### ◎ 書面の交付

海外商品取引業者は、次の場合に顧客に対し、①勧誘時、②海外先物契約締結時、③顧客の売買指示受領時、④保証金受領時、⑤顧客の売買指示に係る先物取引の成立時、

それぞれ書面の交付をしなければならないものとしています。

◎ 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結した日から14日を経過した日以後でなければ顧客の注文を受けてはならないものとしています。(14日熟慮期間)

#### 早めに相談を！！

取引をしていて損害が発生し、追証金を求められた場合でも、払わずに清算します。取引を継続することにより被害が拡大する前に、早めに手仕舞いすることが必要です。海外商品先物取引の業者は、財務的な基盤が弱いとため、倒産して逃げてしまうケースも多数あります。

おかしいと思ったら、すぐに県民生活プラザに相談しましょう！！